

第9期計画（第2回計画策定専門部会）における意見書集約一覧【滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

意見	意見に対する回答
■全体 ○第9期計画の構成・内容（案）については、全体として賛成。 新規事業として「ケアラー支援」が盛り込まれているが、この他に検討されている新規事業の有無を伺う。	第9期計画は、既存の事業をさらに推進させていくと考えているところであり、骨子には掲載されない新たな事業については、次回素案でお示ししたいと考えております。また、第8期計画期間中に、新たに開始した事業については、第9期計画へ掲載する予定となっております。 【第8期計画期間中に開始した新たな事業】 ・認知症サポーター養成事業として、「ステップアップ講座」を実施。 ・滝川市徘徊（はいかい）高齢者等SOSネットワーク事業として、犬の散歩を通して日常から地域の見守りを行う「わんわんパトロール」事業を実施。 ・認知症本人・家族支援事業として、介護サービスにつながない若年性認知症や高齢者の軽度認知症の方が、畑作業を通して健康づくり・気分転換・交流を図る「コミュニティ農園畑楽」、認知症本人の会「すまいる」を実施。
■全体 ○今後、更に高齢化率が増加し、医療・福祉職の人材確保が課題であることから、資格取得支援や再就業支援などに取り組むとともに、サービスの提供にあたっては、事業所間での連携体制の構築だけでなく、地域のつながりも欠かせないものであり、地域住民を巻き込んだ包括的な支え合いの仕組みがあると良いのでは。	今回の骨子においても「介護人材の育成と確保」を優先課題として取り上げているところであり、アンケートの結果等を踏まえ効果的な取組みを実施するとともに、また、サービスの提供にあたっては、「地域包括ケアシステムの構築の深化と推進」をさらに進めるべく、第9期計画へ反映していきたいと考えております。
■資料7 第9期計画の構成・内容（案） 第2部 高齢者保健福祉計画 第1章 自立支援、介護予防等の推進 1 介護予防・日常生活支援総合事業 （2）一般介護予防事業 ③地域介護予防活動支援事業 ア いきいき百歳体操教室 イ いきいき百歳体操サポーター養成講座 ○これらの事業については、科学的にも効果があるとされていることから、今後も積極的な取組み、参加者を拡大してほしい。	住民を主体とする運動を中心とした通いの場については、筋力の向上などフレイル予防の効果があることから全国的にも普及しているところでございます。滝川市においては、運動だけではなく、参加者間の交流や健康教育等も実施しており、今後も高齢者の介護予防の取組みとして、サポーター（ボランティア）の皆さんと協力して進めて参ります。
■資料7 第9期計画の構成・内容（案） 第2部 高齢者保健福祉計画 第1章 自立支援、介護予防等の推進 1 介護予防・日常生活支援総合事業 （2）一般介護予防事業 ③地域介護予防活動支援事業 エ 生きがいと健康づくり事業（老人クラブによる地域活動支援） ○この事業については、地域ボランティアについても詳しく触れてほしい。	地域におけるボランティアの関係については、第8期計画においても、「第2章 地域生活支援体制の整備 4 地域における支え合いの推進 （2）ボランティア活動の支援・推進体制の整備」で触れていますが、高齢者の社会参加活動と介護予防活動を通じた地域における介護予防の推進を図るため、滝川市社会福祉協議会と協力してボランティア活動の推進を図るとともに、支え合いいきいきポイント事業等も実施しているところでございます。今後も、高齢者が地域で生きがいをもち健康を維持するために、ボランティアの育成促進につながる事業の推進に努めて参ります。
■資料7 第9期計画の構成・内容（案） 第2部 高齢者保健福祉計画 第1章 自立支援、介護予防等の推進 4 家族介護者への支援の充実 （4）ケアラー支援 ○現在、家族支援を行っているものが対象となるのか。また、今後、在宅で介護しなければならない人に対する、研修講習の取り扱いとは予定しているのか。正しい知識を促すためにも、より積極的に取組んでほしい。	ケアラーとは、こころやからだに不調のある家族の「介護」「看護」「療育」「世話」「気づかい」などをする人のことを言います。ケアラー支援につきましては、「北海道ケアラー支援推進計画」に基づき、3つの柱「普及啓発」「相談の場の確保」「地域づくり」に沿った取組みを進めて参ります。
■資料7 第9期計画の構成・内容（案） 第2部 高齢者保健福祉計画 第5章 介護サービス・介護予防サービスの充実 2 施設介護サービス 3 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス） ○介護医療院・介護療養型医療施設及び認知症対応型通所介護を削除しているが、第9期計画策定後、サービス事業所が開設された場合の扱いはどうなるのか。第10期計画に反映されるのか。	新たにサービスを開始する場合、サービス種別によって指定権者（滝川市又は北海道）へ事前に相談することになっております。第9期計画中にサービス開始が不可能ではありませんが、サービス供給過多の状況や計画で見込んだ給付費を超過する恐れがあると判断した場合には、次期計画以降の検討となる場合があります。